

令和 2 年 3 月 13 日

保護者の皆様

園 長

(3/13時点)

新型コロナウイルス感染症対策について

平素は、当園の教育保育へのご理解・ご協力を頂きありがとうございます。

神戸市においては、これまでに9例（兵庫県発表分を合わせると10例）の新型コロナウイルス感染症患者が発生しました。世界的な流行拡大を踏まえると、短期間で収束することが見通せない状況です。

感染拡大防止の取り組みについて神戸市より第2弾の対応方針がしめされましたので、当園での対応について、お知らせいたします。

1 新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応

今回の方針において、3月15日(日)までとしていた臨時休業が春休み開始まで延長されました。 保育所等については、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることや、春休みもないなど学校とは異なるものであることから、感染の予防に留意した上で、開園いたします。

ただし、感染拡大防止の観点から、以下の場合、可能な限り家庭保育のご協力をお願いいたします。

- ◆ きょうだい当園以外の保育所等や幼稚園、小学校、中学校、高等学校に在籍中で、該当施設が休校等の措置を取っている場合
- ◆ 保護者が産休・育休等の場合
- ◆ 勤務先が休業及びテレワーク等を導入している場合

2 臨時休園等について

(1) 臨時休園の取り扱い

当園において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生し、感染した子どもが、発熱や咳などの症状が出ている状態で登園していた場合には、14日間の臨時休園とします。 感染した子どもが、発熱や咳などの症状が出ていない状態で登園していた場合には、保健所と協議し臨時休園の必要性を判断します。

新型コロナウイルス感染症と診断された子どもの登園停止の期間については、治癒するまでの間です。また、登園再開の判断については、検査結果に基づく医師の「意見書」が必要となります。

(2) 子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合について

子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合には、当該子どもの保護者に対し、登園を避けるようお願いします。なお、この場合において、登園を避ける期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とします。 濃厚接触者は、指定された健康状態の観察を行う必要があります。

(3) 感染者がいない保育所も含む臨時休園について

上記(1)及び(2)とは別に、地域全体での感染拡大を抑えることを目的に、新型コロナウイルス感染症の地域における流行早期の段階において、保健所とも十分に相談し、公衆衛生対策として、感染者がいない保育所も含む臨時休園を行うことも考えられます。

(4) 発熱等の症状がある子どもの登園回避の要請の徹底について

市内施設において感染例が発生したことから、発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは登園を避けるようお願いする場合があります。また、感染拡大の防止の観点から、健康状態の確認(検温等)を行うとともに、ご家庭での検温と体調の記録をお願い致します。

3 行事等について

引き続き、開催の必要性を再検討し、不要不急のものについては開催を延期、中止する。変更がある場合は、その都度、お知らせいたします。

4 利用者負担額及び給食費について

- (1) 3号こども(0-2歳児)の利用者負担額について6日以上登園自粛された世帯に関しては、利用者負担額が減額となります。減額の取扱いについて神戸市より確認でき次第対応させていただきます。
- (2) 給食費(主食・副食)に関しては、主食費及び副食費については、利用月の半分を超える場合は全額徴収、半分以下の場合半額徴収とさせていただきます。

5 新型コロナウイルス感染症の相談窓口

新型コロナウイルスについて、ご相談がある場合は、以下の機関までお問い合わせください。

- ・ 神戸市帰国者・接触者相談センター(24時間対応・多言語対応可能)
TEL:078-322-6829
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口(24時間対応・多言語対応可)
TEL:078-322-6250

神戸市HP新型コロナウイルスに関連した肺炎について



上記QRコードを読み取って頂くと神戸市の情報が閲覧できます。